

唐代玄宗期の郷望と村落社会 : 河北省本願寺旧蔵 「金剛経碑」の復原をもとに

石野, 智大

<https://doi.org/10.15017/4794461>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 49, pp.1-31, 2022-03-28. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

唐代玄宗期の郷望と村落社会

——河北省本願寺旧蔵「金剛経碑」の復原をもとに——

石野智大

はじめに

唐代の地方行政組織や村落組織、またそれらを含む基層社会の構造を把握しようとするとき、同時代の碑文や造像銘などの一部に刻まれた石刻題名は重要な史料となる。それらは主として発起人や施財人を列挙したものであるが、他史料には記録されにくい人々の情報をまとまって残すという点で貴重な価値を持っている。各題名には地方の官人、村落組織の責任者、村落社会の長老層、僧尼や道士女冠、一般庶民、書人や石工などが含まれており、その人数は多いもので数百人にのぼる。そのため、唐代の村落史や地域社会史の分野では、石刻題名の事例が早くより注目されており、その一部が利用されてきた⁽¹⁾。

本稿が取り上げる河北省本願寺旧蔵の唐「金剛経碑」(以下、本碑)もそのような碑文の一つであり、碑陰に大型の供養人題名を備えた玄宗期前半の経碑である。本碑がこれまでに注目された理由は、他史料には稀見の「郷望」と呼ばれる在地有力者が碑陰の供養人題名に多数登場するためであった⁽²⁾。唐代の郷望については、唐代前期(開元年間まで)に存在が確認できるもの⁽³⁾、既存の編纂文献に実例はみえず、一方で石刻史料には具体的な記録が残されている。た

だし、石刻史料の事例もその大半は断片的な記録であり、詳細な内容を伝えるものではない。このようななかであって、本碑には五〇人以上もの郷望が列挙されており、彼らが一郷（五百戸）内に存在したことを伝えている。唐代前期の郷望の実像を探るうえで、本碑の検討が不可欠であることは間違いない。筆者が唐代の地方行政史や村落史の研究を進めるなかで、本碑に注目する理由もまさにこの点にある。

しかし、本碑は長く史料利用上の問題を抱えており、これまで碑の形態や文字の当否さえ判然としていない。また、先行研究では本碑の清代録文に基づいて供養人題名の一部が利用されたものの、本碑の作製背景や供養人全体の構成には注意が払われてこなかった。そのため、本碑の史料的性格はいまだ明らかにならなっており、その作製に関わった供養人の内訳も定かではない。さらに、供養人として登場する郷望たちが村落社会でどのような位置を占めていたかについても、詳細な検討が加えられてこなかったのである。

そこで本稿では、近年に筆者が実施した本碑の清代拓本の調査をもとに、まずは碑形の復原と新たな録文の提示を行い、それを踏まえて本碑の内容と作製背景を明確にする。そのうえで、本碑の供養人題名にみえる郷望とその他の郷人との関係を探りつつ、玄宗期の村落社会における郷望の位置づけを明らかにしたい⁽⁴⁾。

一、本願寺旧蔵「金剛経碑」の復原

(一) 従来の史料情報とその制約

唐代玄宗期の開元七年（七一九）に恒州鹿泉県（現在の河北省石家庄市鹿泉区）で作製された「金剛経碑」は、碑陽に『金剛般若波羅蜜経』を刻んだ経碑であり、早くよりその存在が知られてきた唐碑の一つである。それゆえ、清代の乾隆年間以降の石刻書や地方志には、本碑の題跋が比較的多く残されている⁽⁵⁾。

これらの題跋は史料名や所在地などを簡潔に記したものが多く、詳細な史料情報を伝えるものではないが、本碑の旧

態を知らうえでは貴重な記録となる。そのなかでも重要な意味を持つのが、道光二十二年（一八四二）の序を持つ沈濤『常山貞石志』巻八・唐五の題跋であった⁶。そこにおいて、本碑の形態が具体的に記録され、あわせて碑陰の録文が初めて掲載されたのである（碑陽は「経文不録」として省略されている）。

金剛經碑（碑高八尺二寸二分、広四尺六分。五十行、行一百二字、正書。額題金剛般若波羅蜜經、八字四行、正書。有碑陰。開元七年四月八日立。今在獲鹿県城内本願寺。）…（中略）…

碑陰（三截。上截左方九行、草書、右方三行、正書、並左行。中截記讚、五十行、行十三字。下截鄉望・經主題名二列、上列五十三行、下列五十二行、行字不等、並正書。）

これによれば、本碑の碑陽は正書で縦「八尺二寸二分」（約二六三cm）、横「四尺六分」（約一三〇cm）、全五〇行で一行字数は一〇二字とあり、碑額には正書で「金剛般若波羅蜜經」（四行八字）の文字が刻まれていた。一方、碑陰は三段からなっており、上段は左側九行が草書、右側三行が正書とともに左書きとある。その下部に位置する中段は五〇行、一行字数が一三字で「讚」が刻まれていた。下段は郷望・經主の題名二列とともに正書、上列は五三行、下列は五二行で一行字数は揃っていないという。さらに、この題跋の後には碑陰の録文が掲載されていた。年代的に早い時期の録文として重要なものである⁷。

『常山貞石志』から知られるように、本碑は当時獲鹿県城内の本願寺に現存する碑文であった。その後の清代後期に編纂された石刻書や地方志でも、本碑は「獲鹿」、「本願寺」、「獲鹿本願寺」の碑刻として取り上げられており⁸、清末まで当地に現存したことが確かめられる。さらに、昭和十七年（一九四二）十月二十六日に仏教史学者の小笠原宣秀氏が獲鹿県の本願寺を訪れ、本碑を実見した記録を残しているのは注目されよう⁹。獲鹿県新民会の和田武夫氏の案内で本願寺を訪れた小笠原氏は、本願寺境内の略図を書き留めるとともに、境内に置かれていた本碑の状態にも言及していた¹⁰。したがって、一九四〇年代の初めにも本碑が本願寺の境内に保存されていたことは確かである。

しかし、現在すでに本願寺は存在せず、そこに建てられていた本碑の所在も明らかではない。一九九八年に刊行され

た『獲鹿県志』の附表「獲鹿県旧寺廟一覽表」には、本願寺を「久廢」と記しており⁽¹⁾、これ以前の約半世紀の間に寺院そのものが廢されていた。本願寺が衰滅する過程で本碑も失われた可能性があろう。また、原碑の所在不明という事情に加えて、本碑は『常山貞石志』以降に詳細な史料情報が報告されておらず、拓本写真も史料集などに収録されてこなかった。そのため、本碑を利用するには、碑の形態、文字の当否、供養人題名の配列などが定かではない清代の記事や録文に依拠せざるをえない状況が続いてきたのである。

(二) 本碑の形態復原と新録文の提示

ところが近年になって、筆者は北京大学図書館に本碑（碑陽・碑陰）の拓本が收藏されていることを知り、平成二十六年（二〇一四）十一月十三日に清代拓本（請求記号・A一四一四五〇と〇八一五四）を閲覧する機会を得た⁽²⁾。また、京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究所には、北京大学所蔵拓本に含まれていない碑陽最上部の碑首の拓本（No.TOU一〇三九A）が保管されていることに気づき⁽³⁾、平成三十一年（二〇一九）三月四日にその実見調査を行うことができた。これら国内外の研究機関に残る本碑の拓本は、碑の形態や既存録文の当否を考えるうえで、きわめて重要な意味を持つ。

本碑は所在不明の石刻史料であり、すでに碑は失われた可能性がある。しかし、その形態は北京大学と京都大学の所蔵拓本を利用することで、図1のように復原できる。さらに、本碑の

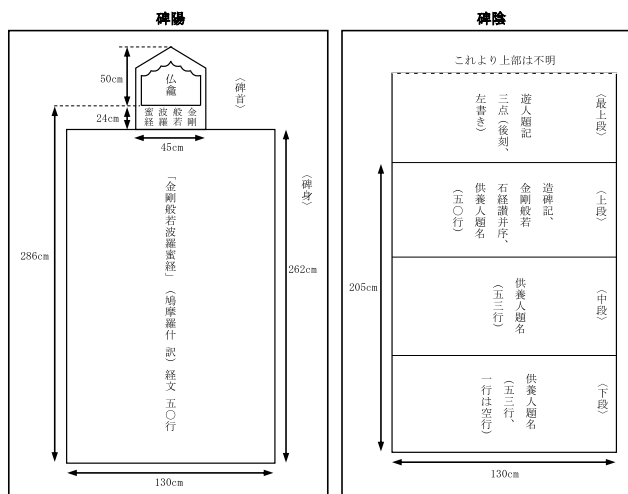


図1 唐「金剛經碑」の形態復原

出所：筆者作成。

なかでも重要な碑陰の刻字は、北京大学所蔵の清代拓本である図2と『常山貞石志』所載の清代録文とを対照し、新たな録文である図3を提示することが可能になった。

今回の碑形の復原では、碑両側の幅、仏龕内の尊像、碑座の存在は不明であるものの、碑陽は縦三三六cm（碑身のみは二六二cm）、横一三〇cmであり、碑首と碑身の備わっていたことが明らかとなる。ここから、前掲の『常山貞石志』が記録した大きさ（縦約二六三cm×横約一三〇cm）は碑の全体ではなく、碑身のみを指していたことも知られよう。

碑陽の碑首の部分は圭首で仏龕（尊像は不明）があり、その下に位置する碑額には「金剛／般若／波羅／蜜経」の文字が刻まれていた。碑身には鳩摩羅什訳『金剛般若波羅蜜経』の経文を刻んでおり、末尾の「真言」を除いてほぼ全文が確認できる¹⁴。

碑陰の大きさは碑陽と同じと推察するが、北京大学所蔵の清代拓本は碑身のみであり、碑首の部分は不詳である。碑陰の内容は、上段が造碑記・「金剛般若石経讚并序」・供養人題名で五〇行、中段の供養人題名が五三行、下段の供養人題名が五三行（三八行目は空行のため、実際は五二行分）であり、大きくは三段からなる。先にみた『常山貞石志』では碑陰の供養人題名二列分を下段として一括するが、各列の供養人の肩書はおおよそ「郷望」と「経主」に分かれており、中段・下段と分けて理解するのが適当である。上段のさらに上部には最上段と呼ぶべき部分があり、左書きで三箇所に文字が刻まれていた。文字は判読しづらい部分もあるが、それぞれ別筆でその下部に位置する三段とは字体や内容が明らかに異なっており、本碑作製後に刻まれた遊人題記（来訪・閲覧した人物による書きつけ）である¹⁵。そのため、本来の碑陰は図1～3で示した上中下の三段であり、本稿ではそれを検討の対象とする。

以上のように、本碑の拓本を活用することで、これまで十分には分からなかった碑の形態を把握し、より正確な文字内容を知ることができる。とくに供養人題名の配列が明らかとなり、清代に作成された碑陰録文の文字が全面的に訂正されたことで、史料利用上の問題は大きく改善された。それによって、本碑の内容を具体的に検討することが可能になったのである¹⁶。

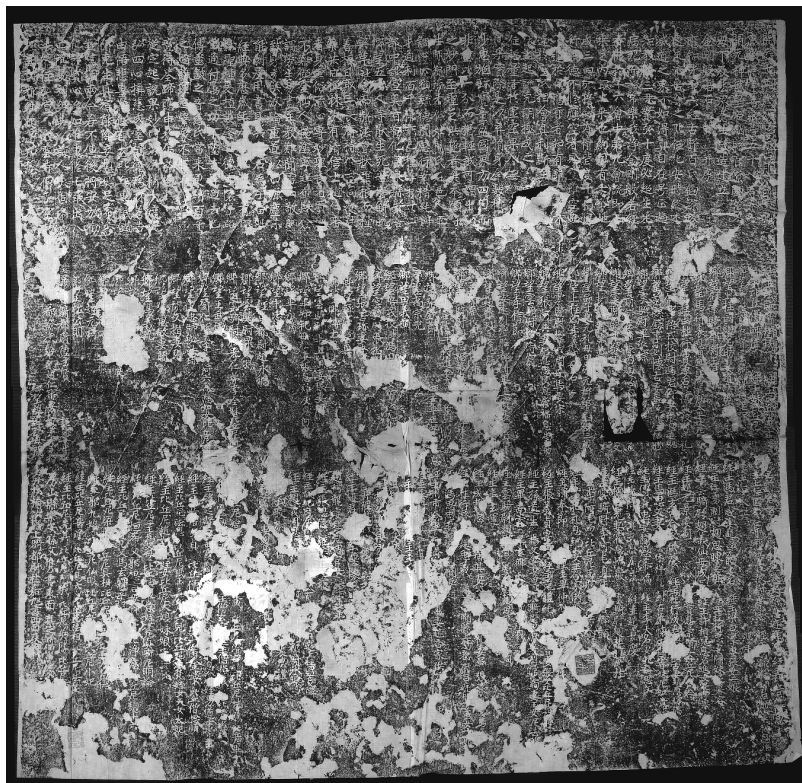


图2 唐「金剛經碑」碑陰（上中下段）の拓本写真

出所：北京大学図書館所蔵清代拓本（A一四一四五〇）

それでは、そもそも本碑はどのような背景をもって作製された経碑であったか。また、その作製にはどのような人々が関与していたのであろうか。本稿で提示した新たな録文をもとに、次節ではこれらの内容を明らかにしたい。なお、以下の本文において、碑文中の文字は全て常用字で掲げることにする。

二、本碑の作製背景とその供養人

(一) 本願寺僧の勅化と郷望たちの仏教信仰

本碑の作製背景を考えるうえで最も重要な史料は、碑陰の上段に刻まれる造碑記と「金剛般若石経讚并序」であり、立碑の年月日や目的、経碑作製の中心人物が記録されている。

まず、碑陰上段の一〇四行目に刻まれた造碑記には、

開元七年歲次己未四月八日、恒州鹿泉県崇善郷望五十人等、開元神武皇帝、州県官僚、師僧父母が奉^た為^め、下は法界の蒼生に及び、敬み造りて建立す。

とあるように、本碑は開元七年（七一九）四月八日の釈迦降誕日（仏生日）において、恒州鹿泉県崇善郷の郷望五〇人等が中心となり建立したものであった。誰のための造碑かを示す奉為の対象には、現世皇帝である「開元神武皇帝」（玄宗）、州県の官僚、師僧、父母が記されており、付加的に「法界蒼生」（あらゆる衆生）が挙げられている。

これとあわせて、本碑の作製背景を伝えるのが「金剛般若石経讚并序」の序の部分（五〇四一行目）であった。その冒頭にあたる六〇一〇行目では、

応に知るべし、先聖の六経、古賢の百氏、深きを鉤^{まぐ}りて遠きを致すも、未だ苦集の川を濟^{わた}らず、化に任せて時に安んずるも、終に滅道の界に迷うを。真自在を得て、正遍知を号し、教は三乗を□し、業は十度を弘め、必ず生老病死を超え、而して常楽我浄なるを証するに如^しかず。

經主北丘尼思。經主比丘尼思。經主上住國郡仁重、息隆攻校尉崇志。經主獨封君勳、妻橘、息□功。	〇三
經主李永安、妻趙、息元岐、妻石。經主比丘尼思、妻藤、女二嫡。	〇四
經主仁男副尉麴思暎、妻郭。經主杜行忠、妻閭、妹□窟客。	〇五
經主玉雲騎尉麴思暎、母成。經主許相兒、息名進、女尼淨異。	〇六
經主趙元英、妻劉。經主實、息崇賢、女比丘尼□念。	〇七
經主媽玄、合家供養。經主杜行成、妻□、□古、妻趙、息原瑠。	〇八
經主唐思文、妻□、息休伴。經主劉、弟懷安、機符、妹尼加當。	〇九
經主傅義思、妻閭、息常曉。經主李大名、妻孔、息思文。	一〇
經主趙阿八、妻元、息原英。經主趙嘉慶、母杜。	一一
經主禮心、元、妻宿、息原燧。雲騎尉趙燧、母杜。	一二
經主雲騎尉李阿毛、見在□窟頭。經主李阿毛、妻、合家供養。	一三
經主□招札、息紀、妻玉、合家供養。經主畢仲德、妻劉。	一四
經主張義貞、妻□、會、妻張、女比丘尼智。經主孫道生、	一五
楊文會、妻田、雲騎尉思獻、劉、息思純、妻元、女尼法□。	一六
經主畢南容、畢玄暉。經主雲騎尉趙思、妻玄暉。	一七
經主李宇邁。經主成德。經主禮、妻呂。張敬、妻馬。	一八
經主杜行透。趙思義。雲騎尉上騎都尉呂庭、妻武、女十一娘。	一九
經主潘思思、妻劉、妻閭。經主州府令畢行慶、妻趙、合家供養。 ……中；□。	二〇
經主李季、妻、合家供養。經主魏、妻、合家供養。	二一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	二九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三〇
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	三九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四〇
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	四九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五〇
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	五九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六〇
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	六九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七〇
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	七九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八〇
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	八九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九〇
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九一
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九二
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九三
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九四
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九五
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九六
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九七
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九八
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	九九
經主魏、妻、合家供養。經主李、妻、合家供養。	一〇〇

下段

出所：筆者作成。録文の作成に際しては基本的に原字を採用したが、一部の異体字は常用字に改めた。また、『常山貞石志』の録文から復原した文字はその他の文字と区別してゴシックで表記した。録文中の四角囲みの文字は殘画のみ文字は殘画のみから推相可能な文字、「□」は判読不可の文字を示し、「…」は正確な文字数が不明で左右の行から欠字の範囲がおおよそ特定できる箇所を指す。なお、「□」より下は欠字や磨滅により文字の有無が判然としない部分である。

とあり、古来の儒教經典や諸子百家の思索に基づくよりも仏教を信仰することの重要性を主張する。とくに、『易經』繫辭上伝を典拠とする「鉤深致遠」や『莊子』養生主篇第三に基づく「任化安時」の表現が批判的文脈で用いられるのみれば¹⁷⁾、儒仏道の三教優劣論のなかで仏教の優位を説いていることは明らかである¹⁸⁾。また、一〇〇二二行目には仏典のなかでも『金剛般若波羅蜜經』の重要性を強調しており、それを「誠に出□の妙門、至聖の洪範と謂うべき者なり」と称賛していた。以上でみた序の前半部分は、仏教を信仰する必然性、とくに大乘經典である『金剛般若波羅蜜經』に基づいて信仰実践を行う理由を述べた部分といえよう¹⁹⁾。

しかし、本稿が目にするのは序の後半部分であり、そこに本碑に関わる重要人物として、本願寺僧の智琇と在家信者の趙仁審が登場することである。智琇について、序の二二〇三〇行目には次のようにある。

本願寺の法師の智琇なる者、俗姓は閩氏、石邑の人なり。心を調べて正觀し、徳を毓みて聞思し、行業は精純にして、弁才は通利たり。百千仏所、已に善根を種え、十二部中、能く奥旨を宣らかにす。鹿泉崇善郷望五十人等をして勸化するや、〔郷望五十人等は〕生死の苦を厭い、解脱の樂を□し、社会を革めて法会を鼎め、罪根を抜きて善根を種え、月は三長を取り、齋は八戒を持し、共に法薬を喰らい、共に禪林に庇る。

すなわち、本願寺の法師である智琇は品行・能力ともに優れた仏僧として当地で活動を行っており、そのなかで鹿泉崇善郷の郷望五〇人等を勸化し、彼らの信仰心を高める役割を担った。この結果、崇善郷では「社会を革めて法会を鼎め」られたという。対句的に用いられた「革」・「鼎」の二字は、『易經』雜卦伝の「革去故也、鼎取新也。」(革は故きを去るなり、鼎は新しきを取るなり。)を踏まえた表現であり、前者は古いものを取り去る、後者は新しいものを取り入れることを意味する。碑文に従えば、旧来の「社会」を取りやめ、仏教信仰に基づく「法会」を新たに結成したことになろう²⁰⁾。ここで「法会」と対句の関係にある「社会」の語義については、曾我部静雄氏がつとに検討を加えており、本来は春秋二社の会合の意味であったが、唐代頃より他の信仰団体にまで応用されて徐々に包含する範囲が広くなり、宋代(とくに南宋代)になると宗教関係のみならず、組合、団体、集まりなどを表わす一般名詞として使用されていっ

たことが指摘されている²⁰⁾。また唐代前期の「社」そのものに注目すれば、『唐会要』卷二二・社稷所引の咸亨五年(六七四)三月十日詔には、伝統的な「春秋二社」の他に、宗族など血縁関係(「当宗」)や仏教信仰(「邑義」)、その他の種々の目的(「諸色等」)に基づいて結成された「社」が存在したことが記載されている²¹⁾。さらに南北朝時代から唐五代にかけては、旧来の春秋二社にも仏教文化の影響が強まっていたことが知られる²²⁾。そのため、本碑にみえる「社会」の性格を字句上から特定することは難しい。本碑が儒仏道の三教優劣に言及する仏教石刻であることを考えれば、「鼎法会」の対句である「革社会」の語は仏教以外の宗教に対する否定的言説として使用された可能性もあるが、ここでは本願寺僧の智琇の勸化を契機とし、崇善郷内で郷望たちによって「法会」が新たに結成されたという点のみに注目しておきたい。このような郷単位の「法会」には、郷望に加えて他の俗人たちも多く参加したと考えられる。さらに郷望たちが在家信者は、三長齋(正月、五月、九月)に八戒を守る生活を送るとともに、仏教の教えを学び身につけていた。以上の内容をみれば、本願寺僧の智琇の勸化によって郷望たちが仏教を熱心に信仰しはじめ、それが本碑作製の契機となったことは明らかである。

続けて、二人目の登場人物である趙仁審に目を向けてみたい。序の三〇(三六行目)には、

次に清信士の趙仁審なる者有り、身は俗流に処るも、心は妙理を専らにす。長者(須達長者)地を買うに、金を傾くるを難しとせず、仙人(五通仙人の弟子の弥却摩納)塗を掩うに、寧くんぞ髪を布くを辞せんや。僉な勞生尽くし易く、至教聞き難しと謂うも、雪山(雪山大士)師を敬い、身を致して供に充て、波窠(薩陀波窠)道を重んじ、血を以て塵を灑ぐ。未だ皮を剥ぎて書に用いる能わず、**其**の**□**石を**見**て字を**つ**ぎ、此の經典を留む。

とあり、在家信者であった趙仁審がいかにも篤く仏教を信仰し、経碑の作製に関わっていたかを記している。その文中には、祇園精舎の土地を購入して釈迦を迎えた須達長者の故事、仏教の教えを聞くために身を犠牲にした雪山大士の故事などが散見しており、趙仁審の貢献とは経済的・身体的負担を伴うものであったことが窺知されよう。その際に『莊子』を踏まえた「勞生易尽」(大宗師篇第六)や「至教難聞」(漁父篇第三二)の文言が批判的な文脈で使用されるのは、三

教優劣論のなかで仏教の優位を主張する本碑の特徴である。ここで「清信士」とある趙仁審は、碑陰中段の五二行目にも「□□都檢校維那趙仁審」として登場する。供養人題名の前後の配列から二字分の欠字は「郷望」と判断でき、「都檢校維那」の肩書は在家信者側の責任者であったことを示している²⁴。つまり、趙仁審も智琇に勸化された鹿泉県崇善郷の郷望の一人であり、在家信者たちの代表もしくは世話役として本碑の建立に深く関与していたのである。

さらに本碑の作製目的については、序の三七〇行目に、

聖種爰に植え、護念の徳懷うべし、覺路□通し、付属の功墜ちず。吉祥（釈迦か）の過去、已に蠡鼓の音を伝え、

慈氏（弥勒）の当来、更に百千の焰を續ぐ。

とあるように、諸仏の加護に思いをいたすとともに、過去から伝わる仏教の教説をさらに後世へ伝えていくことを企図したものであった。仏教的善行となる本碑（石經）の作製も、郷望たちが在家信者が結成した法会の活動の一環であったと考えられよう。

（二）本碑作製の協力者たち

先の検討から知られるように、本碑の作製で中心的な役割を担ったのは、本願寺僧の智琇に勸化された郷望たちであった。それゆえ、碑陰の上段には造碑主（発起人）として「恒州鹿泉県崇善郷望五十人等」が明記され、それに対応して中段には郷望の称号を持つ者たちが列挙されている。しかし、本碑作製の協力者（または出資者）は決して郷望のみではなかった。そのことを明示するのが、碑陰の三段にわたって刻まれた供養人題名の内容である。

本碑の碑陰（とくに下段）は清代にはすでに磨滅が進んでおり、拓本からも人名や肩書などを全て読み取ることが困難である。しかし、今回の新録文から判明した供養人の内訳とその記載箇所を整理すると、以下の①～④の配列が浮かび上がる。

①上段の五〇行目と中段の一～二行目…僧尼五人（僧四人、尼一人）

② 中段の三〜五三行目…郷望五人とその家族、俗人一人とその家族

③ 下段の一〜三七行目…俗人六五人とその家族、尼二人

④ 下段の三九〜五一行目…僧尼三八人（僧六人、尼三人、不明一人）とその家族、俗人二人とその家族

現在確認できる供養人の延べ人数（併記される家族は除く）は、僧尼四五人（僧一〇人、尼三四人、不明一人）、郷望五人、その他の俗人六八人であり、合計で一六四人となる。

本碑の性格は経碑であり、また本願寺に建立されたことから、供養人題名にも多くの僧尼が名を列ねていた。①・③・④の僧尼には所属寺院が明記されないものの、①の冒頭に武周長安二年（七〇二）の経幢作製で発起人として活動した本願寺僧の知悉が「経主前都維那僧知悉」として現れており²⁶、次いで崇善郷の郷望たちを勧化した本願寺僧の智琇が「経主法師僧智琇」と確認できるのをみれば、本碑中の僧尼のなかで本願寺僧が中心にいたことは明らかである。

これに続く②には、一行ごとに郷望の称号を持つ者とその家族が列挙されている。このうち、趙仁審の題名（五二行目）は冒頭の二字を欠くものの、先述したように前後の配列から「郷望」と推定できる。また、「郷望録事陪戎校尉馮君件、妻張、息嘉贍」（八行目）と「郷望郷博士畢武之」（三二行目）は、本碑より前の景龍年間（七〇七〜七一〇）に作製された「本願寺石幢」にも崇善郷の供養人（幢主）として登場しており²⁶、②の郷望が崇善郷の郷望であることを裏づける。「経主畢世策」（二五行目の下部）の題名は例外的な配置であるが、前行の郷望畢待進の題名と寄り添うように刻まれており、同族の記載をまとめた蓋然性が高い。このような事例は五〜五三行目にもあり、趙仁審の題名の左右下部には彼の娘や同姓の人物の題名が配置されている。なお、三〜三二行目の行頭が半角下がっているのは、拓本を確認する限り、原石の傷や欠損を避けて文字を刻んだためかと推測される。

③と④では、供養人が俗人か僧尼かを問わず、ほぼ全行にわたって行頭に「経主」の文言が刻まれる²⁷。ただし、ここでは一行中に複数の人物の題名があり、下方に位置する題名には「経主」の肩書を省略したものも多い。また、本碑に登場する俗人についても、他の供養人と同様の傾向がみられ、大半の人物には所属の地名が省略されていた。しかし、

俗人の題名では他地域の者（下段の二三、三〇行目）には姓名の前に具体的な地名が附されており、一方で地名を附さない「経主州市令畢行瑜」（二五行目）や「経主上柱国邵仁重」（二行目）は、先述した「本願寺石幢」から崇善郷の郷人であったことが確かめられる²⁸。このような崇善郷内の在家信者に対する地名の省略は、②に列挙された郷望にも共通する事柄であった。したがって、本碑中で地名記載のない俗人こそが崇善郷の郷人であったと考えられる。

以上の検討によって、本碑の供養人は主として本願寺僧を中心とした僧尼と崇善郷の在家信者からなり、その在家信者は郷望とその他の郷人から構成されていたことが判明する。また、ここに至って、郷望の称号を持つ者と持たない者が同一郷内に併存していたことも明確になった。それでは、本碑中で在家信者として登場する郷望とその他の郷人（郷望の称号を持たない者）には、果たしてどのような違いが認められるのか。次節では、この問題の検討を通して、村落内の郷望の位置づけを探ることにしたい。

三、鹿泉県崇善郷の郷望と郷人

（一）郷望の称号を持つ者

本碑に登場する郷望の人数について、造碑記では「恒州鹿泉県崇善郷望五十人等」と概数を記すものの、供養人題名には先述した趙仁審も含めて五一人が確認できる。先行する杉井一臣氏や劉淑芬氏の研究では郷望の人数を五二人と記すが²⁹、その理由は両氏の依拠した『常山貞石志』の録文が下段一行目の冒頭にある「経主」の文字を誤って「郷望」と採録していたためであろう。また、「郷望」の称号に関して注意すべきは、碑陰上段の造碑記に「郷望五十人等」とあり、それに対応して中段に五一人の郷望が列挙されていたことである。これに基づくと、郷望の称号はあくまで個人に付与されており、その家族（本碑中では母、弟、妹、妻、息子、娘）には及んでいないことが知られる³⁰。

これら郷望五一人のうち、郷望の称号のみの者は二〇人、郷望とあわせて官名や職名などを持つ者は二七人（前任を

含む)、本碑作製時の役職である「都檢校維那」が一人おり、その他の三人は磨滅のため不明である。ここから分かるように、郷望のなかには官職を保有する者、無位無官の者がともに確認でき、その範囲は官吏と庶民のいずれかに偏るものではなかった。またこのことは、郷望となる基準が王朝の授与した官職とは無関係であることを示している³⁷⁾。しかし、官名や職名などを持つ二七人の事例は、郷望が属した社会階層を理解するうえで重要な意味を持つ。まずは、その内容を明らかにする必要がある³⁸⁾。

官名や職名などを持つ郷望二七人のうち、三人は前職名を記載しており、とくに「郷望前県録事劉懷古」(九行目)と「郷望前舒王^府帳内麴思太」(二二行目)の二人には当時の官名や職名が記載されていない。また、「郷望品子麴元礼」(二四行目)の「品子」は官名や職名ではなく、職事官・散官六品く九品の子と勳官三品く五品の子を指している³⁹⁾。そのため、本碑作製の時点で具体的な官名や職名などを持つ郷望は、上記の三人を除く二四人であった。つまり、郷望全体五一人の約半数にあたる二四人(四七%)が郷望以外の公的な肩書を持っていたことになり、一郷内においてその割合の多さは注目されよう。

職事官は「郷望安遠別將騎都尉畢上資」(二〇行目)のみであり、唐代の折衝府である安遠府の別將である。安遠府は関内道の同州(現在の陝西省大荔県から山西省永濟市の間)に置かれた軍府であり⁴⁰⁾、府の等級は不明であるが、別將の品階は上府で正七品下、中府で従七品上、下府で従七品下となる。また、散官はいずれも武散官であり、「郷望^禦武校尉郝[□]廉」(二二行目)、「郷望録事陪戎校尉馮君件」(八行目)、「郷望陪戎校尉馮[□]□」(二八行目)とあるように、^禦武校尉(従八品上)一人と陪戎校尉(従九品上)二人であった。よって、郷望が帯びた職事官・散官の官品は七品く九品と理解できる。

さらに、郷望が帯びた官名の中で最も多いのは勳官の一八人であり、最上位の上柱国(正二品)三人をはじめ、輕車都尉(従四品上)一人、騎都尉(従五品上)三人、雲騎尉(正七品上)一〇人と「[□]騎尉」一人が確認できる。このうち、「[□]騎尉」(二四行目)は欠字のために官名を特定しがたいものの、勳官の驍騎尉(正六品上)、飛騎尉(従六品上)、

雲騎尉（正七品上）、武騎尉（從七品上）のいずれかを指すことは疑いない。

これら勲官を帯びる郷望のうち、最上位の上柱国を保有する麴名昉（四行目）は、高宗期の高句麗遠征時に募兵六〇人を率いて従軍したことが明らかにされており³⁵、従軍によって勲官を獲得・上昇させた者がいたことは確かである。しかし、唐代では行行・鎮軍などでの軍功の獲得以外でも、皇帝即位や改元などの国家的な行事に際して勲官を賜わることがあり³⁶、郷望たちが勲官を持つに至った理由を特定することは難しい。そのため、本碑中からわずかに傾向を探ると、郷望の称号以外で勲官のみを持つ者が一五人と圧倒的に多く、また官名では雲騎尉（正七品上）が一〇人と七割近くを占めていた。郷望が帯びた勲官の官品は、先述した職事官・散官に比べて二品と七品と幅はあるが、その過半は七品であったことが明らかであろう。

最後に、その他の職名（先述した前職三人と品子一人を除く）を挙げると、録事三人、建忠帥一人、郷博士一人となる。いずれも唐代史料では稀見の職名であるため、以下に説明を加える。

まずは「録事」の三人（五、八、三一行目）である。唐代の石刻題名では県録事を単に「録事」と記載することが多く、一見すると本碑の「録事」も県録事であるかに思える。しかし、本碑中では「録事」とは別に、「郷望前県録事劉懷古」（九行目）の記載もあり、「録事」と「県録事」が書き分けられている。また、県録事の定員数は上県で二人、中県・中下県・下県で各一人であり（『唐六典』卷三〇）、鹿泉県（獲鹿県）の等級が『新唐書』卷三九・地理志三・河北道や『元和郡県図志』卷一七・河北道二で中県とあるのに従えば、鹿泉県録事の定員は一人となる。そのため、鹿泉県下の郷の一つである崇善郷に現職の県録事が三人もいたとは考えにくく、本碑の「録事」は県録事とは別の職名と判断せざるをえない。そこで注目されるのが、本碑と同じ本願寺石刻の一つである開元二十六年（七三八）三月の「本願寺銅鐘銘」であり、その碑陰には「県□事」（県録事）一人とともに「郷録事」七人の供養人題名が確認できる³⁷。本碑の「録事」も、のちの「本願寺銅鐘銘」に登場する「郷録事」と同様のものと考えてよからう。

次の「建忠帥」（四二行目）も文献史料には記録のない職名であるが、孫継民氏の優れた研究によって、唐代の行軍組

織で営主と隊頭の間中に位置する軍将の一つであり、百人長や二百人長に類する存在であったことが明らかにされている³⁸。先行研究では「建忠帥」を折衝府の旅帥（従八品上）とみなし、郷望が持つ官名に衛官を加えていたが³⁹、その理解は訂正が必要である。本碑中では衛官は一例も確認することができない。

残る「郷博士」（三二行目）も文献史料に記録されないものの、石刻史料には登場する職名である⁴⁰。前掲の「本願寺銅鐘銘」に「郷博士趙庭、郷博士范体純、郷博士杜□、県学博士田成器」（『金石萃編補略』卷二）とあり、題記中で県（学）博士と並列されるのを見れば、郷博士は地方郷学の教授者と推察される⁴¹。

上記の郷望たちの官名や職名をまとめれば、職事官・散官の七品〜九品、勲官の二品〜七品（過半は七品）、残りが行軍組織の軍将である建忠帥、録事（郷録事）、郷博士となる。したがって、ごく一部の高位の勲官を除けば、その多くは七品〜九品の官人や流外の職掌人であった⁴²。また、少なくとも郷望五人のうち二〇人が具体的な官名や職名を持たないことを考えれば、本碑で郷望の称号を持つ人々は、おおむね七品以下の官人から庶民にまたがる存在であったことが明らかとなる。上記の結果は、武周「百門破碑」に登場する郷望たちが、およそ地方の下級官人、雑任、庶民であるのと重なり合っており⁴³、ここからも唐代前期の村落社会における郷望の立ち位置が窺えよう。

（二）郷望の称号を持たない者

次に郷望の比較対象となる郷人（郷望の称号を持たない者）について検討したい。本碑にみえる郷人は六六人であり、その内訳は「経主」の肩書のみが四八人、官名や職名を持つ者が一三人、不明が五人であった。ただし、このうちの「経主翹義周」（下段三五行目）と「経主韓起賢」（下段四一行目）の二人は、「郷望雲騎尉翹義周」（中段一六行目）、「郷望前県倉督雲騎尉韓起賢」（中段三行目）と同一の人物であり、郷望と郷人の両方の供養人題名に名を列ねていたことが確認できる。そのため、これらの二人を除くと、郷人の全体数は六四人、実際に「経主」の肩書のみのは四六人であった。さらに、上記の全体数から不明者五人を除いた人数（五九人）のうち、官名や職名を持つ者（一三人）の割合をみ

れば、その数値は二二％に止まっていたことが明らかとなる。

郷人のなかで官名や職名を持つ一三人のうち、職事官は「城紀府左果毅□□□□太一」(下段三四行目)と「州市令畢行瑜」(下段二五行目)の二人である。「城紀府」は隴右道の秦州(現在の甘肅省靜寧県の西南)に設置された成紀府に同じと考えられ⁽⁴⁾、府の等級は不明であるが、左果毅都尉の品階は上府で従五品下、中府で正六品上、下府で従六品下であった。また、州市令は所屬州の等級によつて雑任もしくは職事官と身分が異なるものの、開元十八年(七三〇)以前では四万戸以上の州の市令は流内官(従九品上)であり⁽⁵⁾、『元和郡県図志』卷一七・河北道二・恒州条に「開元戸四万二千六百九十四」とあるのによれば、本碑の州市令は雑任ではなく職事官であつたと判断できる。

散官は「…武校尉□□…」(下段三六行目)と「仁勇副尉麴思暎」(下段五行目)の二人であり、前者は昭武校尉(正六品上)もしくは禦武校尉(従八品上)、後者は仁勇副尉(正九品下)とともに武散官であつた。つまり、郷人が帯びた職事官・散官の官品は、およそ六品〜九品であつたと考えられる。

最も多いのは勳官の九人であり、上柱国(正二品)一人、□〔騎〕都尉(従五品上)一人、雲騎尉(正七品上)七人が確認できる。ただし、このうち雲騎尉が八割近くを占める。郷人が持つ勳官の官品は二品〜七品と幅があるものの、その大半は七品であつた。

さらに、職事官・散官・勳官とは別の肩書を持つ者も二人いるが、そのうちの一人は「經主前倉督[雲]騎尉□君徵」(下段一行目)であり、雑任の果倉督の前任者であつた。そのため、本碑作製当時に職名を持っていたのは、もう一人の「經主雲騎尉李阿毛、見任□□郷頭」(下段一三行目)のみとなる⁽⁶⁾。李阿毛の題名は『常山貞石志』の清代録文において「經主雲騎尉李阿毛、息□□郷頭」(傍線は筆者)と誤読されており、それゆえ従来の村落制度研究では注意されてこなかった。しかし、清代拓本に基づく本碑の読み直しによつて、李阿毛は現職の「郷頭」であることが判明する。また、その前の欠字二字についても、後ろの一字は文字下半の残画から「善」字と判断され、恒州鹿泉県下の郷名である「崇善」と推定することができる⁽⁷⁾。

唐代前期の「郷頭」の事例は、これまでも王梵志の作とされる「当郷何物貴」と「村頭語戸主」の二つの詩から知られてきた⁴⁸⁾。とくに、「郷頭」を主役とした前者の詩に「当郷何物貴、不過五里官（当郷何物か貴し、五里官に過ぎず）」や「管戸無五百（管戸は五百無し）」とあるのをみれば、「郷頭」とは郷（五百戸＝五里）の行政的な責任者である郷長（唐初は郷正）を指すとみてよい⁴⁹⁾。唐代の郷長は、従来の研究では貞観十五年（六四一）十一月に廃止と考えられてきたが、その後にも郷長就任者の事例は確認できる。一方で開元二十五年（七三七）令ではその設置が想定されており、これ以前に廃止されていた可能性が高い⁵⁰⁾。本碑の事例は、開元七年四月の時点でも現職の郷長が存在したことを伝えており、唐代郷里制の施行形態を考えるうえで貴重な事例となろう。要するに、多くの供養人たちの所属先である崇善郷の郷長も、郷人の一人として下段に名を列ねていたのである。また、この事例によって、同時期の同一郷内に郷長と郷望がともに確認され、両者が異なる存在であることも明白になった。

以上の整理に基づく、本碑中の郷人たちが持つ官名や職名は、およそ職事官・散官の六品～九品、勲官の二品～七品（大半が七品）と崇善郷の郷長となる⁵¹⁾。また、これらとは別に、郷人のなかには官名や職名を持たない多くの庶民が含まれていた。郷人全体の中では特別な肩書を持たない庶民が八割近くを占めており、唐初より濫授されたといわれる勲官を含めても、官名や職名を持つ者は少数であったことが知られる。

（三）郷望と郷人の関係性

これまでの検討によって、本碑の供養人題名にみえる郷望、郷人それぞれの内訳を明らかにし、両者の属する社会階層を探ってきた。その内容を改めて示せば、郷望は職事官・散官の七品～九品、勲官の二品～七品、建忠帥、録事（郷録事）、郷博士、その他の庶民で構成されており、郷人には職事官・散官の六品～九品、勲官の二品～七品、郷長、その他の庶民が含まれていたことが明らかとなる。ここから、郷望と郷人が帯びた官名・職名などの内容や等級は、おおむね共通していたことが知られよう。少なくとも、両者の社会階層は截然と分けられるものではなかったのである。

それでは、郷望やその他の郷人と当地の郡望との関わりはどうであろうか。八世紀半ばに通行していた姓望記載を伝える『広韻』には、「中山」(恒州)の郡姓として「甄」(卷一)、「張」(卷二)、「王」(卷二)、「郎」(卷二)、「劉」(卷二)、「李」(卷三)の六姓が登載される⁵²⁾。そこで上記の郡姓と本碑の郷望・郷人の姓との重なりを確認すると、郷望では張姓(五人)、王姓(二人)、劉姓(一人)、李姓(二人)があり、その他の郷人では張姓(三人)、劉姓(二人)、李姓(五人)があるように、両者に特別の違いはみられない。また、本碑の供養人では麴姓と畢姓の人物が最も多くみられ、張姓、王姓、劉姓、李姓は中核姓ともいえないものであった。つまり、「中山」(恒州)の郡姓との関わりからみても、郷望と郷人との間に差異をみいだすことはできないのである⁵³⁾。

以上でみてきたように、郷望とその他の郷人には社会階層および郡姓との関わりにおいて、ほとんど差異がなかった。本碑に登場する郷望たちも崇善郷に所属する俗人であり、彼らが中下級官人から庶民にまたがることを考えれば、本碑の郷望とその他の郷人との間には確かに重なる部分があったのである。

しかし、両者がまったく同質の存在であるかといえば、そうではなからう。郷望たちは本碑作製の発起人であり、経碑建立事業の背後にある法会の活動でも中心的な立場にあった。そのことは供養人題名の配列が郷人より上位にあることからも明らかであり、彼らこそが本碑の供養人の中で最大の経主であったといえる。縦三三六cm×横一三〇cmもの大型経碑の作製を主導する郷望たちが、村落社会で十分な経済力を持っていたことは間違いないからう。

また、本願寺僧による勸化を郷望たちが受けたのち、崇善郷内で法会が新たに結成されたことは注目される。そこには多くの郷人が参加しており、郷望たちが郷内で一定の影響力を持っていたことが窺える。さらに、郷望や郷人のなかで官名や職名などを帯びた者の割合に注目すると、郷望が約五割、郷人が約二割と、そこには歴然とした差があった。両者が帯びた官名や職名などの内容・等級のみをみれば顕著な差がないように思えるものの、郷望の称号を持つ人々は、その他の郷人と比べてより高い地位にある者の割合が多かったのである。

これに加えて、従来見落とされてきたが、本碑中の郷望と郷人の間には同姓で輩行字を持つ者が確認できる。中段の

郷望を前者、下段の郷人を後者として具体的な事例を挙げれば、A「杜行実」(七行目)―「杜行忠」・「杜行成」・「杜行澄」(五、八、二三行目)、B「馮君件」(八行目)―「馮君威」(四行目)、C「麴思太」(一一行目)―「麴思暎」・「麴思□」(五、二〇行目)、D「麴義周」(二六行目)―「麴義仙」(六行目)、E「麴忠恕」(二三行目)―「麴忠義」(二三行目)、F「趙元封」(四九行目)―「趙元景」(七行目)となり、これらの郷望と郷人は血縁的な繋がりを持っていたと考えられる。しかしその一方で、A、Fの事例によって同一郷内の同族同世代間でも郷望の称号を持つ者と持たない者がともに存在しており、両者は明確に区別されていたことが判明する。先に郷望の称号は個人に付与されたことを指摘したが、そのことは上記の内容からも裏づけることができる。

以上の検討によって、本碑の郷望たちがその他の郷人と共通する側面を多く持ちながらも、それとは区別される存在であり、郷の構成員の中心に位置していたことは明らかになった。ただし、唐令や唐律などの法制史料で郷望を位置づけ、その行動を規制したものは確認できず、村落社会において郷望が日常的に行政的な職務に従事していたとは考えにくい^④。また、郷望と郷人の違いは、王朝が授与した官職の等級によって定められたものではなかった。さらに、郷の行政的な責任者である郷長が郷人の一人として登場しており、郷望のなかに含まれていないのをみれば、郷望と郷人の関係が村落行政とは別の次元で形成されていたことも明らかである。それゆえ、郷内において郷望とその他の郷人は区別されながらも、そこに行政的・制度的な意味での上下関係は存在していなかったと考えられる。

おわりに

本稿では、かつて河北省本願寺の境内に建てられていた唐「金剛経碑」の復原を行い、玄宗期前半の恒州鹿泉県崇善郷で行われた経碑建立事業の背景を明らかにした。そのうえで、本碑作製の発起人として登場する郷望たちに注目し、村落社会における彼らの位置づけを探ってきた。これまでの検討結果をまとめると、以下のようになる。

本碑の記録は清代の石刻書や地方志に散見しており、とくに『常山貞石志』には碑陰の録文が残されている。そのため、唐代村落史の研究では本碑の内容が早くより注目され、唐代前期の郷望に関する重要史料と意識されてきた。しかし、本碑の実物は所在不明であり、これまで拓本写真も公開されていない。また、先行研究は『常山貞石志』の録文に基づいてその一部を利用したものの、実際には碑の形態や文字の当否さえ判然としていなかった。そこで本稿では、近年に実施した清代拓本の調査をもとに、本碑の形態復原、新録文の提示、史料情報の再整理を行い、本碑の内容を分析するための下地を整えた。これによって、従来の史料的制約は大きく改善されたといえる。

本稿で提示した新たな録文を踏まえて、碑陰上段の「造碑記」と「金剛般若石経讀并序」を読み解くと、本碑は開元七年（七一九）四月八日の仏生日に「恒州鹿泉崇善郷望五十人等」が発起人となって作製した経碑（碑陽は鳩摩羅什訳『金剛般若波羅蜜経』）であり、その目的は諸仏の加護に思いをいたしつつ、仏教の教説をさらに後世へと伝えることにあった。また、本碑作製以前には、本願寺僧の郷望への勸化、郷望たちの信仰心の高まり、郷望たちが在家信者による法会の結成という推移がみられ、本碑の作製や建立も法会の活動の一環として行われたと考えられる。

さらに、前述した「造碑記」や「金剛般若石経讀并序」の内容とも対応しつつ、碑陰の上段末から下段には供養人題名が刻まれており、本碑作製の協力者（または出資者）が列挙されていた。新録文をもとにその内容を整理すると、本碑の供養人は主として本願寺僧を中心とした僧尼と崇善郷の在家信者であり、その在家信者は郷望とその他の郷人（郷望の称号を持たない者）から構成されていたことが明らかになる。そこで本碑に登場する崇善郷の郷望（五一人）と郷人（六四人）とを比較検討し、それを踏まえて郷望の特徴を列挙すると次のようになる。

- ① 郷望と称される人々は、郷（五百戸）内に存在した。
- ② 郷望の称号は、家族や同族の単位で付与されたものではなく、個人に付与されていた。
- ③ 郷望となる基準はいまだ不詳であるが、王朝の授与した官職の有無やその序列とは関係がない。
- ④ 郷望の称号を持つ人々の内訳は、職事官・散官の七品〜九品、勳官の二品〜七品（過半は七品）、建忠帥、録事（郷

録事)、郷博士、その他の庶民である。ただし、郷人の内訳も、職事官・散官の六品〜九品、勲官の二品〜七品(大半が七品)、郷長、その他の庶民となっており、両者が帯びた官名・職名などの内容や等級はおおむね共通していた。⑤郡望との関わりでは、郷望の姓は必ずしも当地の郡姓と対応しておらず(部分的な一致にとどまり)、他の郷人との間にも特別の違いがみられない。

これら④と⑤により、郷望とその他の郷人の社会階層は明確に分かれておらず、重なり合っていたことが判明する。⑥一方で、郷望たちは本碑作製の発起人であり、その背後にある法会の活動でも中心的な立場にあった。また、郷内では十分な経済力や影響力を持っていたことが窺える。

⑦郷望や郷人のうち官名や職名などを帯びた者の割合に注目すると、前者が約五割、後者が約二割で歴然とした差があった。したがって、郷望の称号を持つ人々には、その他の郷人と比べてより高い地位にある者の割合が多い。

⑧同一郷内の同族同世代間でも、郷望の称号を持つ者と持たない者は明確に書き分けられて区別されていた。

上記の⑥〜⑧により、本碑の郷望たちがその他の郷人と共通する側面を多く持ちながらも、それとは区別される存在であり、郷の構成員の中心に位置していたことが明らかとなった。とくに、郷内での法会や建碑といった集団行為のまとめ役を担っているのは注目される。ただし、郷望と郷人の関係は、王朝が授与した官職の等級や村落行政とは別の次元で形成されており、行政的・制度的な意味での上下関係ではなかったことに注意が必要であろう。

以上の検討によって、唐代玄宗期の村落社会における郷望の実像は比較的明瞭になったと思われる。ただし、唐代の郷望とは何かを位置づけなおすためには、本碑の検討結果を踏まえたうえで、他の石刻史料に残る断片的な事例を再解釈していく作業も必要となろう。今後の課題としたい。

註

- (1) 初期の代表的な研究としては、佐竹靖彦「唐宋変革期における江南東西路の土地所有と土地政策——義門の成長を手がかりに——」〔唐宋変革の地域的研究〕同朋舎出版、一九九〇年所収、初出一九七三年)、愛宕元「唐代前半期の華北村落の一類型——河南修武県周村の場合——」、同「唐代江南における宗教的関係を媒介とした士人と地域社会——「潤州仁静観魏法師碑」を手掛りに——」(ともに「唐代地域社会史研究」同朋舎出版、一九九七年所収、前者は初出一九七九年、後者は初出一九八三年)などが挙げられる。
- (2) 中村治兵衛「再び唐代の郷について——望郷と耆老——」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集3〉)刀水書房、二〇〇八年所収、初出一九六六年)五二〜五四頁。船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」(『唐代両税法研究』汲古書院、一九九六年所収、初出一九六八年)三六二〜三六三頁。杉井一臣「唐代前半期の郷望」(『唐代史研究会編』『中国の都市と農村』汲古書院、一九九二年所収)三〇一〜三〇六頁。穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識——郷望の秩序から父老的秩序への変化を中心として——」(『唐代史研究』第五号、二〇〇二年)五〇頁。また、本願寺旧蔵の石刻史料全体を取り上げた研究には、劉淑芬「從本願寺石刻看唐代獲鹿的地方社会」(『中古的仏教与社会』上海古籍出版社、二〇〇八年所収、初出一九九七年)や趙滿「開元天宝年間河北的地方社会与安祿山叛乱中的新興文士」(杜文玉主編『唐史論叢』第二九輯、三秦出版社、二〇一九年所収)があり、そのなかで本碑の一部も取り上げられている。
- (3) 前掲註(2)穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識」四六頁および六六頁の表1を参照。
- (4) 本稿で用いる主な文献史料について、『易経』は十三経注疏整理委員会整理『十三経注疏(整理本)』(北京大学出版社、二〇〇〇年)、『莊子』は郭慶藩撰『莊子集釈』(中華書局、一九六一年)、『新唐書』は中華書局一九七五年標点本、『唐六典』は中華書局一九九二年標点本、『通典』は中華書局一九八八年標点本、『元和郡県図志』は中華書局一九八三年標点本、『唐会要』は上海古籍出版社二〇〇六年(新一版)標点本による。
- (5) 清代以降の石刻書や地方志に収録された本碑の主な題跋については、楊殿珣編『石刻題跋索引(增訂本)』(商務印書館、一九九〇

年、初版一九四〇年）刻経・唐、二三八頁、孫貫文編『北京大学図書館蔵金石拓片草目』（謄写印刷、明治大学中央図書館所蔵、請求記号…二二二／一六八／D）第四冊、三三五葉a～bを参照。

(6) 沈濤輯『常山貞石志』（『石刻史料新編』一八、新文豊出版公司、一九七七年所収）巻八・唐五、一三二九一～一三二九四頁。

(7) この他、陸継輝撰『八瓊室金石補正統編』（『続修四庫全書』第九〇〇冊・史部・金石類、上海古籍出版社、二〇〇二年所収）巻二五・唐一一、一六～一九頁に碑陰の録文が収録されている。しかし、上記の録文は『常山貞石志』と比べても文字の未読や誤読が多いため、本稿では参考に止める。また、陸心源編『唐文拾遺』（『董誥等編『全唐文』中華書局影印、一九八三年所収）巻四九・了空「金剛般若石経讀并序」一〇九三六頁にも、本碑の碑陰の上段六～四九行目に相当する録文が収められているが、その内容は『常山貞石志』からの再録であり、独自の史料来源を持つものではない。近年の史料集では、陳尚君輯校『全唐文補編』（中華書局、二〇〇五年）巻一四四・闕名、一七五二頁が本碑の造碑記を収録しており、同書附載の『全唐文又再補』巻八・闕名、二三七三～二三七四頁には「金剛般若石経讀并序」の録文を載せる。ただし、前者は『常山貞石志』、後者は『八瓊室金石補正統編』からの再録である。

(8) 樊彬輯『畿輔碑目』（『石刻史料新編』第二輯二〇、新文豊出版公司、一九七九年所収）巻上・唐、一四七八三頁。呉式芬撰『據古録』（『続修四庫全書』第八九五冊・史部・金石類、上海古籍出版社、二〇〇二年所収）巻八・唐、四一六頁。呉式芬撰『金石彙目分編』（『石刻史料新編』二七、新文豊出版公司、一九七七年所収）巻三之二・直隸・正定府・獲鹿県、二〇七〇〇頁。俞錫綱修、曹鏞纂『光緒獲鹿県志』（『中国地方志集成・河北府県志輯4』上海書店出版社、二〇〇六年所収）巻一三・金石志、三〇九頁。丁紹基撰『求是齋碑跋』（『石刻史料新編』第二輯一九、新文豊出版公司、一九七九年所収）巻二・唐、一四〇二八頁。繆荃孫撰『芸風堂金石文字目』（『石刻史料新編』二六、新文豊出版公司、一九七七年所収）巻五・唐、一九五九六頁。

(9) 小笠原宣秀「唐代創建の獲鹿本願寺攷」（『支那仏教史学』第六卷第三号（現地踏査報告特輯号）、一九四三年）四〇～五二頁。

(10) 前掲註（9）小笠原宣秀「唐代創建の獲鹿本願寺攷」四五頁の「獲鹿本願寺境内略図」を参照。また、同論文四七頁には「此等〔唐檀越石幢〕と〔唐尊勝陀羅尼經幢〕——筆者註」の左方に極めて大型の金剛般若経の碑柱が立つてゐる。之も寺では大切に扱はれてゐるもので、石で囲ひ屋根をつけて保存されてゐる。拓本の跡が認められる。碑陰には金剛経の讀文を刻し、開元七年四月の建立なることを示し、下方に経主の郷望姓名が記されてゐる。併し最後の方にいたると文字がくづれ何だか落書き式の箇所が見える。」

とあり、当時の本碑に関する記録が残されている。

- (11) 鹿泉市史志編纂委員会辦公室編『獲鹿県志』（中国檔案出版社、一九九八年）第二六編第三章第八節・文物勝跡、六五六頁。
- (12) 本碑の内容は清代拓本（A一四一四五〇）に基づいて把握した。しかし、その拓本には碑陰の最上段（後述する後刻の箇所）が含まれておらず、該当部分は別の清代拓本（〇八一五四）で確認した。以上の清代拓本の調査は、二〇一四年度明治大学阿部英雄研究奨励金を得て実施したものである。
- (13) 京都大学が所蔵する本碑の碑陽拓本「金剛般若波羅蜜經（一）〜（四）」（No.TOU一〇三九A〜D）は、「京都大学人文科学研究所蔵石刻拓本資料」（<http://kanji.zihun.kyoto-u.ac.jp/db-machine/imgsv/akuhon/>）で公開されている。しかし、上記の画像では碑首部分の細部の実寸や仏龕左右の刻字の有無が不明であるため、拓本の実見調査を行った。筆者が確認した限り、仏龕の上部と左右部に刻字はない。
- (14) 鳩摩羅什訳『金剛般若波羅蜜經』（『大正新修大藏經』第八卷・般若部四）七四八頁c〜七五二頁c。なお、碑陽の経文は長文であるため、本稿では録文を掲出しない。
- (15) 碑陰の最上段の三つの遊人題記のうち、判読可能な中央の題記には「周覽石像／兼閱經碑／甲寅八月／下休」（草書）とあり、右側の題記には「進士王公漸特命／南明刊石是年九／月十七日記」（正書）とあるのが確認できる。
- (16) 本稿での碑陰録文の訂正によって、『常山貞石志』の碑陰録文には避諱字・誤字・未判読字が多く存在し、その訂正箇所は欠筆の文字を除いても九〇箇所以上にのぼることが明らかとなった。そのため、『常山貞石志』の録文に基づく先行研究の分析にも、史料的に不確かな部分が少なくない。以上のことから、本稿では新録文をもとに検討を進め、先行研究の不備は必要に応じて言及するに止める。
- (17) 『易経』繫辞上伝に「探賾索隱、鉤深致遠（賾を探りて隱を索め、深きを鉤りて遠きを致す）」とあり、『莊子』養生主篇第三に「安时而処順、哀樂不能入也（時に安んじて順に処れば、哀樂も入る能わざるなり）」とある。
- (18) 唐代の仏教造像銘には、ごく一部に三教優劣の記述が残されており、孔子や老子・莊子の教えは限定的なものという批判的な言説がみられる。藤井淳「唐代宗教史の結節点としての姚萇『三教不斉論』」（藤井淳編『最澄・空海将来『三教不斉論』の研究』国書刊

行会、二〇一六年所収) 一八六〜一八七頁を参照。本碑は唐代の三教優劣の記述を残す仏教史料としても貴重である。碑陰の上段四九行目によると、撰文者は「大雲寺僧了空」とある。

(19) 唐代前期の社会に『金剛般若波羅蜜經』が普及し、その受持・読誦が現世利益(とくに延命)に結びつくと考えられていたことは、高橋佳典「玄宗朝における『金剛經』信仰と延命祈願」(『東洋の思想と宗教』第十六号、一九九九年)、佐野誠子「隋唐における仏教冥界遊行譚の変化——閻羅王と金剛經そして創作の萌芽——」(『名古屋大学文学部研究論集』文学第六三号、二〇一七年)を参照。本碑の經文選択の背景にも、大乘經典としての重要性に加え、このような現世利益が意識されたことは十分に考えられる。

(20) 唐代の法会の様態については、大谷光照「唐代仏教の儀礼——特に法会に就いて(一)(二・完)」(『史学雑誌』第四六編第一〇号・第一号、一九三五年)を参照。

(21) 曾我部静雄「社会という語の意味」(『中国社会経済史の研究』吉川弘文館、一九七六年所収、初出一九六二年)三〜一九頁。

(22) 咸亨五年三月十日詔にみえる諸種の社の形態が、のちの九・十世紀の敦煌の社にも確認できることは、土肥義和「唐・北宋間の「社」の組織形態に関する一考察——燉煌の場合を中心に——」(『燉煌文書の研究』汲古書院、二〇二〇年所収、初出一九九五年)を参照。

(23) 春秋二社に仏教的な改変を加えた南北朝時代の「法社」の出現をはじめとし、唐五代以降に春秋二社と仏教との距離がより近づいていくことは、郝春文「中古時期社邑研究」(新文豊出版公司、二〇〇六年)の第一章や第二章第二節において詳論されている。

(24) 本願寺石刻中の「都檢校」が經碑の作製・建立時の管理責任者であることは、前掲註(2) 劉淑芬「従本願寺石刻看唐代獲鹿的地方社会」一二五〜一二六頁を参照。本碑の供養人中の俗人で「維那」の肩書を持つのも趙仁審のみである。

(25) 武周「本願寺僧知慈等尊勝幢記」(一名「本願寺造石象堂并建經幢記」)の録文は、前掲註(6) 沈濤輯「常山貞石志」巻七・唐四、一三二七五〜一三二七六頁、陸増祥編「八瓊室金石補正」(『石刻史料新編』七、新文豊出版公司、一九七七年所収)巻四六・唐一八、四七三八〜四七三九頁を参照。

(26) 唐「本願寺石幢」(一名「本願寺首慶善等造幢題名」)の録文は、前掲註(6) 沈濤輯「常山貞石志」巻七・唐四、一三二八〇〜一三二八七頁、前掲註(25) 陸増祥編「八瓊室金石補正」巻四六・唐一八、四七三九〜四七四七頁を参照。具体的には、「幢主昭武校

- 尉馮君件、妻張……件息嘉贍」(「贍」字は「贍」字の誤記・誤刻か)、「幢主郷博士畢武定」(「定」字は「之」字の誤記・誤刻であろう)の題名が確認できる。「本願寺石幢」と本碑の供養人が一部重なることは、つとに前掲註(2)杉井一臣「唐代前半期の郷望」三〇六頁で指摘されている。なお、「本願寺石幢」の年代は不詳であるが、上段に大字で「応天神龍皇帝」「順天翊聖皇后」とあり、景龍元年(七〇七)九月五日〜景龍四年(七二〇)六月二日まで用いられた中宗の尊号「応天神龍皇帝」が確認できる。そのため、「常山貞石志」の題跋が指摘する通り、本石幢は唐代の景龍年間に作製されたと考えられる。唐中宗の尊号の変遷は、戸崎哲彦「唐諸帝号攷(上)」——皋陶から睿宗まで——(『彦根論叢』第二六四号、一九九〇年)九二〜九四頁を参照。
- (27) ③俗人と④僧尼の分類について、両者の境目に位置する下段三行目には一行空きがあり、供養人題名では形式上でも③と④が書き分けられていた。ただし、③では下段の一行目と一行四目の下方に比丘尼の題名があり、④では下段の四一行目と四九行目に俗人の題名があるように、ごく一部では例外的な題名の配置も行われている。
- (28) 「崇善郷」の供養人(「幢主」)を列挙した箇所において、それぞれ「幢主昭武校尉上柱国前県録事畢行瑜」、「幢主上柱国邵仁重」として登場する。
- (29) 前掲註(2)杉井一臣「唐代前半期の郷望」三〇五頁、前掲註(2)劉淑芬「従本願寺石刻看唐代獲鹿的地方社会」一二七頁。これとは別に、前掲註(2)穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識」五〇頁は郷望の人数を四七人と記し、前掲註(2)趙満「開元天宝年間河北的地方社会与安禄山叛乱中的新興文士」一四頁は五三人と記すが、いずれも誤りである。
- (30) 前掲註(2)杉井一臣「唐代前半期の郷望」三〇五頁では、本碑の郷望の官職名を整理した際に、郷望と郷望の息子の官職名を混ぜて提示しているが、両者は区別すべきである。
- (31) 前掲註(2)杉井一臣「唐代前半期の郷望」三〇四頁を参照。
- (32) 本碑中の官職の品階は『唐六典』の記載に基づき、その一部を『通典』より補う。
- (33) 唐代の品子の対象範囲は、西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度——大谷探検隊将来、敦煌・吐魯番古文书を参考史料として——」(『中国経済史研究——均田制度篇——』東洋史研究会、一九六八年所収、初出一九六〇年)六三一〜六三六頁、速水大「勲官の負担と報酬——唐代の律令官制における勲官の位置——」(『唐代勲官制度の研究』汲古書院、二〇一五年所

収) 二五七～二五九頁を参照。

(34) 張沛『唐折衝府滙考』(三秦出版社、二〇〇三年) 六五頁、三四三頁を参照。

(35) 前掲註(6) 沈濤輯『常山貞石志』巻八・唐五、一三三〇一頁、前掲註(2) 劉淑芬「従本願寺石刻看唐代獲鹿の地方社会」一二九～一三〇頁を参照。また、唐初に勳官が濫授された背景については、速水大「唐太宗の高句麗親征と勳官の濫授」(『唐代勳官制度の研究』汲古書院、二〇一五年所収) を参照。

(36) 頼亮郡「唐代勳官与汎勳在軍功的作用」(『唐宋律令法制考釈——法令実施与制度変遷』元照出版、二〇一〇年所収) 二六三～二七二頁を参照。

(37) 唐「本願寺銅鐘銘」の録文は、前掲註(6) 沈濤輯『常山貞石志』巻九・唐六、一三三一三～一三三一五頁、王言撰『金石萃編補略』(『石刻史料新編』五、新文豊出版公司、一九七七年所収) 巻二、三五九四～三五九六頁を参照。本願寺石刻中に「郷録事」の職名が登場することは、前掲註(2) 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」三六七～三六八頁の註(19) に指摘がある。

(38) 孫繼民「唐代行軍制度研究」(天津出版社、一九九五年) 一七六～一八二頁、および同「釈唐代軍職建忠帥和立義帥」(『文史』第四三輯、一九九七年) を参照。

(39) 前掲註(6) 沈濤輯『常山貞石志』巻八・唐五、一三二九四頁、前掲註(2) 杉井一臣「唐代前半期の郷望」三〇五頁。なお、唐代の衛官の分類とその位置づけは、愛宕元「唐代における官蔭入仕について——衛官コースを中心として——」(『東洋史研究』第三五巻第二号、一九七六年)、劉琴麗「門蔭入仕——以衛官為中心——」(『唐代武官選任制度初探』社会科学文献出版社、二〇〇六年所収) を参照。

(40) 前掲註(1) 愛宕元「唐代江南における宗教的關係を媒介とした士人と地域社会」三五四頁の註(30) を参照。

(41) 唐代の郷学は、『通典』巻五三・礼一三・大学条に「(武徳) 七年詔、諸州県及郷、並令置学。(武徳) 七年詔す、諸州県及び郷には、並びに学を置かしめよ。」とあり、唐初に設置されたことが確認できる。その概要については、宋社洪「唐代郷学性質考論」(『社会科学战线』二〇〇八年第四期) を参照。

(42) この傾向は郷望の息子たちでも同様である。魏名昉の息子・魏玄鑑(中段四行目) は「陪戎副尉」(陪戎校尉か陪戎副尉)、杜行

実の息子・杜崇礼（中段七行目）は「陪戎校尉」とあり、武散官で従九品上、従九品下に位置づけられる。

- (43) 拙稿「武周時代の村落制度と基層社会の人的結合——河南省輝縣市文物管理局蔵「百門破碑」の分析を中心に——」（『法律論叢』第九〇巻第二・三合併号、二〇一七年）八五頁。兼任の分類は、趙璐璐「唐代『兼任』考——《天聖令・雜令》『兼任』条解説——」（『榮新江主編『唐研究』第一四巻、北京大学出版社、二〇〇八年所収）を参照。
- (44) 前掲註(6) 沈濤輯『常山貞石志』巻八・唐五、一三二九四頁、中村裕一「隋唐軍府索引」（『大業雜記の研究』汲古書院、二〇〇五年所収）二四頁および三〇頁。また、成紀府については、前掲註(34) 張沛「唐折衝府滙考」二二七〜二二八頁、三五九頁を参照。
- (45) 前掲註(43) 趙璐璐「唐代『兼任』考」四九九〜五〇〇頁。
- (46) 李阿毛の題名の次行には、「経主李阿毛尚」という題名（下段一四行目）も確認できる。しかし、文面からみるに、後者の「毛」字は目移りによる衍字と推測され、該当部分は李阿尚の題名とするのが適当であろう。
- (47) 恒州鹿泉県に所属する郷としては、封龍郷、光泉郷、豊閭郷、崇善郷の四つが知られている。前掲註(2) 劉淑芬「従本願寺石刻看唐代獲鹿的地方社会」一三一頁。このうち、郷名で「善」字を含むのは崇善郷のみである。
- (48) 王梵志著、項楚校註『王梵志詩校注（増訂本）』（上海古籍出版社、二〇一〇年）上冊、一〇九〜一一六頁。
- (49) 王梵志詩中では、唐代村落制度に関する職名として、「郷頭」以外に「里正」（巻二「佐史非台補」、巻五「富饒田舎児」「貧窮田舎漢」・「里長」（巻五「不見念仏声」）と「村頭」（巻二「村頭語戸主」、巻五「貧窮田舎漢」）が登場しており、それぞれ里正と村正を指す。詩の題名と収録巻は前掲註(48) 王梵志著、項楚校註『王梵志詩校注（増訂本）』上下冊による。里正・村正とは別に、郷の行政的な責任者として「郷頭」が登場することに注目すべきである。「郷頭」の用語については、曹翔『王梵志詩詞滙研究』（南京大學出版社、二〇一三年）六六〜六七頁も参照。
- (50) 以上の唐代郷長に関する内容は、拙稿「唐初村落制度の『新史料』——西安碑林博物館蔵「荔非明達等四面造像題名」の再検討——」（『明大アジア史論集』第一七号、二〇一三年）一三〜一五頁、同「唐代前期村落制度構造の再検討」（『唐代史研究』第一七号、二〇一四年）三五頁を参照。
- (51) 郷人の題名に残る息子たちの官名も確認すると、「陪戎校尉」（武散官従九品上、下段二行目）、「雲騎尉」（勳官正七品上、下段一

八行目)、「□□常選、上柱国」(常選+勳官正二品、下段三四行目)となり、散官・勳官ともに郷人と同様の傾向を示す。

(52) 周祖讓校『広韻校本』(中華書局、二〇一二年第四版、初版一九六〇年)上冊。また、『広韻』所載の郡姓については、池田温「唐代の郡望表——九・十世紀の敦煌写本を中心として——」(『唐史論攷——氏族制と均田制——』汲古書院、二〇一四年所収、初出一九五九年・一九六〇年)三八〜三九頁、五八〜六〇頁を参照。

(53) 前掲註(2) 穴沢彰子「唐・五代における地域秩序の認識」四九頁は、唐代の郷望と郡望との関わりを強調して、彼らを地域の名門とみなしている。しかし、本碑に関していえば、郷望の姓は必ずしも郡姓と対応せず、他の郷人の姓と郡姓との対応に比べてもほとんど差異がないのであり、上記の穴沢氏の理解とは合致しない。

(54) 唐代の郷望が登場する同時代史料(碑文や造像記)は、現時点で本碑を含めて一点あるが、それらの史料からも郷望が行政的な職務に従事した事例は確認できない。

〔附記〕本稿はJSPS科研費(18K12526, 18K01005, 20K13205)の研究成果の一部である。